

広島県告示第千七百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

令和五年十月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ププレひまわり薬局宮浦店	三原市宮浦五丁目一六番一六号	令和五年一〇月二日
ナースケア翼	三原市南方二丁目二〇番二〇号	令和五年九月一日
大岡耳鼻咽喉科医院	尾道市栗原町八三三四番地一	令和五年一〇月一日
松田歯科医院	三次市南畑敷町五〇六番地一	令和五年九月一日
坂口歯科医院	庄原市比和町比和七七九番地一	令和五年八月二三日
谷口歯科医院	廿日市市廿日市二丁目五番五号	令和五年一〇月一日
原小児科	安芸郡海田町日の出町六番地六二〇二号	令和五年九月一日